

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和6年9月17日(火曜日)

開会 午前10時 0分

閉会 午後 0時 4分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三上 周治	副委員長	小西 利一
	委員	太田 善介	委員	荒木 将之介
	委員	深見 昌宏	委員	小川 進一
	委員	加藤 保博		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	議長	村木 理英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 西村 佳子

同次長 宇野 裕

同庶務調査係主事 柴田 美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島 邦夫	政策監	難波 敏文
総合政策部長	梅田 政徳	政策調整課長	林 啓二
総務部長	内田 和弘	財政課長	岡 真里
産業部長	西川 茂	農林課長	中山 知輝
農林課主幹	関藤 克城	農林課主幹	村上 敏行
観光プロジェクト課長	赤木 郁哉	観光プロジェクト課主幹	河原 睦弘
観光プロジェクト課主幹	小嶋 善邦	企業誘致商工振興課長	重信 憲男
建設部長	河田 秀則	建設部参与	赤澤 康明
地域応援課長	難波 昭彦	地域応援課主幹	安原 和行
都市計画課長	田中 章彦	建築住宅課長	八重 信幸
環境水道部長	三宅 伸明	上水道課長	浅野 竜治
上水道課主幹	但野 泰利	下水道課長	角田 琢美
下水道課主幹	岡崎 一	総社下水処理場長	清水 桂介
監査委員	風早 俊昭	監査委員	三宅 啓介
監査事務局長	弓取 佐知子		

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和6年9月17日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第 68 号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第 69 号	総社市営住宅条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第 70 号	令和 5 年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第 71 号	令和 5 年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第 72 号	令和 5 年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案を可決すべきである
議案第 73 号	令和 6 年度総社市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

議案第75号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
認定第5号	令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきである
認定第6号	令和5年度総社市水道事業会計決算認定について	認定すべきである
認定第7号	令和5年度総社市工業用水道事業会計決算認定について	認定すべきである
認定第8号	令和5年度総社市下水道事業会計決算認定について	認定すべきである

開会 午前10時0分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第70号 令和5年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） それでは、議案第70号 令和5年度総社市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

総社市企業会計決算書8ページをお開きください。

下段の表、令和5年度総社市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

右側、未処分利益剰余金2億8,409万1,839円が当年度末残高でございます。このうち、総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、当年度純利益1億4,720万2,260円を減債積立金へ積み立てた後の残額1億3,688万9,579円を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第71号 令和5年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 続きまして、議案第71号 令和5年度総社市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げます。

総社市企業会計決算書52、53ページをお開きください。

下段の表、令和5年度総社市工業用水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

右側、未処分利益剰余金2,527万4,331円が当年度末残高でございます。このうち、総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、当年度純利益1,903万4,437円を建設改良積立金へ積み立てた後の残額623万9,894円を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第72号 令和5年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（角田琢美君） 議案第72号 令和5年度総社市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして御説明を申し上げます。

令和5年度総社市企業会計決算書80、81ページをお開きください。

下段の表の令和5年度総社市下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧いただきまして、当年度末残高の右端に記載します未処分利益剰余金4億1,258万8,543円のうち、総社市下水道事業の設置等に関する条例第5条の規定による減債積立金の積立として、処分額9,177万8,450円を差し引いた額3億2,081万93円について資本金に繰り入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時7分

再開 午前11時24分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き、産業建設委員会を再開いたします。

まず、認定第5号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第6号 令和5年度総社市水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員(荒木将之介君) 調書の15ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設整備費の配水管工事等建設改良事業についてであります。

下段に、施設全体の老朽化が進んでいるため、管路や施設の更新、耐震化を進めていく必要があるというふうに記載されております。総社市は耐震化率があまり高くはなくて進んでいない状況というのは、ほかの資料で拝見しております。その中で執行率が67.2%ということで、この執行率でとどまってしまったという理由をお聞かせください。

○委員長(三上周治君) 上水道課長。

○上水道課長(浅野竜治君) 荒木委員の御質問にお答えいたします。

建設改良事業費の執行率67.2%につきましては、大きな理由としましては、令和5年度から令和6年度にかけて3億582万1,200円を繰越しておりますので、その関係で執行率が67.2%となっております。その他、設計入札で幾らか落札金額が低かったものがあります。その関係で執行率67.2%になっているということでございます。

以上でございます。

○委員長(三上周治君) 荒木委員。

○委員(荒木将之介君) すぐに計算できなかったんであれなんですけど、繰越分を含めると、じゃあ執行率はどれぐらいになりますでしょうか。

○委員長(三上周治君) 上水道課長。

○上水道課長(浅野竜治君) 荒木委員の再度の御質問にお答えします。

繰越額を含めると、約90%の執行率となります。

以上でございます。

○委員長(三上周治君) 荒木委員。

○委員(荒木将之介君) 調書の7ページになるんですけども、企業債残高とその推移の表とグラフになっております。

これを見ても、企業債の発行額、令和5年は低いとはいえ元金の償還額を超えた企業債を発行しております。右のほうのグラフ、残高もどんどん増えていっている状況であります。この現状をどのようにお考えかをまずはお聞かせください。

○委員長(三上周治君) 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

企業債残高につきましては、令和3年辺りから急激に上がってきております。大きくは小寺低区の配水池ですとか、第5水源地の関係の建設改良費で建てた企業債ということでの発行額が多くなったため増えている状況でございます。残高自体増えておりますので、当然ずっと増え続けるというわけにはいきませんので、そこはしっかり残高については注視をしていながら、また今後いつになるかはあれですけれども、場合によっては料金改正とか、そういったところにも反映していく必要があるのかなとは感じております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 水道会計につきましては、一般会計からの繰入れなんかもありますので、この企業債の残高等を含めてここで言うことではないかも分からないですけども、使用料の改定なども含めて、適切な運営に御尽力いただきますようよろしく願いいたします。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） ありがとうございます。

残高に気をつけていながら執行していきたいと思っております。いろいろと事業をしていく上では、料金改定というのも今後また必要になってくると思いますので、その都度、また御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第7号 令和5年度総社市工業用水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第8号 令和5年度総社市下水道事業会計決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

以上で、決算に係る議案の審査は全て終了いたしました。

監査委員におかれましては、長時間にわたりお疲れさまでした。

また、以後の議案等の審査に関係のない説明員の方は、ここで退席されて結構です。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第68号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第68号 総社市手数料条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

まず、建築基準法では、一般の建築物は確認申請の手続を行います。総社市を含めます特定行政庁、こちらは確認申請の代わりに計画通知という手続を行います。このたび、建築基準法が一部改正されまして、これまで民間にあります指定確認検査機関、こちらが確認申請、こういったものの審査を行っていましたが、計画通知の審査もできるようになったことから、関係条文の整理を行うものでございます。

それでは、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。改正後で御説明させていただきます。

別表第3でございますが、2の項から1枚お開きいただきまして6の項、65の項から67の項、68の項、70の項において項ずれを改正するものでございます。

附則といたしまして、この改正は規則で定める日から施行することとしております。これは、法の施行日が、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲において政令で定められるとしておりますが、政令がまだ公布されていないための措置でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第69号 総社市営住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第69号 総社市営住宅条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、老朽化等しました市営住宅の集約化事業に伴い、美袋浅井住宅の入居者の移転

が完了しましたので、全4棟、16戸の用途廃止をするため、市営住宅の管理戸数を改める改正をするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正前の第1条の表中、美袋浅井住宅の欄について削除するものでございます。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行することとしています。なお、令和3年度に開始しておりました集約化事業による最後の用途廃止となります。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

本委員会の所管に属する部分の便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14ページ、15ページをお開きください。

第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費6,264万6,000円につきましては、水稻から収益性の高い大豆への作付転換を促進するため、大豆選別機の導入を支援しようとして農業用機械整備を行うための補助金を交付するための予算を計上するもの、また近年の米価の低迷に加え、物価高騰等により困っている米農家の生活と農地を守っていくため、品種により1反当たり2俵または1俵を上限とし、ふるさと納税対象等5品種、きぬむすめ、ヒノヒカリ、にこまる、朝日、あけぼののうち、JAの概算金になりますが、一番買取価格の高い品種の価格と上限1万5,000円との差額

を、5品種それぞれに対して補助金として交付するための予算を計上するものでございます。

続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費につきまして、第12節委託料17万6,000円の増額及び第17節備品購入費376万2,000円は、庁舎移転に伴い新庁舎へ道路河川サーバーを構築するための費用でございます。第18節負担金、補助及び交付金50万円の増額は、建築物耐震診断等事業補助金でございまして、補助金の申請が当初の予定より多くあることから、既決の予算に不足が生じるため、予算を計上するものでございます。

続きまして、同款、第4項都市計画費について御説明いたします。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

第2目街路事業費、第12節委託料につきましては、刑部三須線のうち、本年度開通した区間に街路照明を整備するため320万円を計上するものでございます。

第14節工事請負費につきましては、刑部三須線のうち、今年度開通した区間に視線誘導標などの安全施設の設置及び刑部三須線工事に当たり工事用進入路として使用した市道の舗装を実施するため、244万2,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第8目土木費国庫補助金25万円及び第16款県支出金、第2項県補助金、第8目土木費県補助金12万5,000円につきましては、歳出で御説明しました建築物耐震診断等事業の国と県からの補助金でございます。

一つ戻りまして、第16款県支出金、第2項県補助金、第6目農林業費県補助金288万2,000円につきましては、歳出で御説明しました農業用機械整備事業の県からの補助金でございます。

続きまして、第2表繰越明許費につきまして御説明いたしますので、4ページ、5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費のうち本委員会の所管に属するものは、第6款農林業費及び第8款土木費で、新庁舎の移転が令和7年4月以降となりましたことから、各種システムの移設などにつきまして年度内完了が困難となったものであり、繰越明許の措置を取りまして、それぞれ起債の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書の10ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費のうちの農業振興一般経費であります。

昨年度に引き続き、米の買取価格の補助をしようというものなのですが、今年度、現時点ではまだ新米がなかなか出回っていないこともあって価格は高騰しているんですが、一応、先日JA全農おかやまのほうで概算金として、この5品目じゃないんですけども、5品目について、1等米につ

いてなんですけれども、1万5,200円から1万6,300円程度のもを出しております。最終的には、JA晴れの国岡山で決定していくと思うんですが、見込額としてはどの程度になるとお考えか、当局のほうで見解がありましたらお教えてください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 正確な見込みにつきましてはまだ分からないところがございますが、かなり現状では大きく上がるのではないかというふうに聞いております。いずれにせよ、9月末には全品種の概算金がJAから示される予定でございますので、その状況を見て、実施の可否等を判断していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 正直、概算金が出る前の段階から高騰するんじゃないかという予想は立っていたと思うんですね。昨年度につきましては、ほかのもあったんですけども、10月の臨時市議会での補助に対する補正予算を出しております。9月末には概算金が出そうというタイミングなんですけれども、定例市議会で言うことかも分からないんですけども、出そう前に補正予算化したというのはちょっと早いのかなというふうに感じたんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） ここに来て本当に非常事態といいますか、米の価格が高騰しております。予算を考える段階におきましては、大体見込みとしては1,500円から2,000円ぐらい上昇するのではないかというような情報もありましたので、米農家を支援しようというところで予算を計上させていただいたというところでございますが、実際にここ1箇月ぐらいですかね、本当に米の在庫不足であったり、そういったところでの高騰というところで、現在のような状況になっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 予算を計上する、実際に議会に提出する前からお考えだと思いますのでその辺はあると思うんですが、当然この5品種のうち一番買取り価格の高い品種の価格が1万5,000円を超えればもう全く執行しないというふうに考えていいと思うんですが、それを差し引いても、コロナの影響というのはもう当然ありませんし、物価高騰という面で考えますと、相変わらず米だけに補助をつけるという雰囲気が見てとれますので、これは農林課に言ってもしょうがないことなんですけれども、物価高騰というのも収まっていくと思うんですが、今年も恐らくですけども執行しないで終わるだろうという中で今後のことを聞いてもしょうがないのかもしれないんですけども、これはいつまでやっていくのかなというふうにちょっと感じるころがあります。今年度の補正予算の話でありますので、今後のことを聞いてもよくないのかも分からないんですけど

も、この辺の展望はどのようにお考えでしょうか。

それと、あともう一個、全然別の話なんですけれども、昨年度は1等米と2等米について補助金を出してますけど、今年度もそう考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） いつまでやっていくのかというところで今お答えするのがどうなのかということはこちらとしてもありますが、米農家を守っていくというところ、ほかの作物についてももちろんそうなんですけれども、生産を通じて農地を守っていくということは非常に大事ななというふうに思っておりますので、経営の状況とかを見させていただきながら、必要であればやっていくということを、また生産組合であったり、農家の方、JA等とも御相談申し上げながらさせていただければというふうに考えております。

あと、対象の等級についてなんですけれども、今年も同じように1等米、2等米ということで計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ということは、1等米、2等米についてということは、概算金が1等米、2等米で変わってくると思うんですけれども、価格が高いということになると1等米になるんですが、そこに合わせていくのか、等級によって変えていくのかというあたりはどのような算定方法なんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） 判断をさせていただくのは、1等米でさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 先ほどの荒木委員の続きなんですけど、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の農業振興一般経費なんですけど、今年が多分買取価格は1万5,000円は当然超えると思いますね、今の現状だったら。上限1万5,000円ということになると、多分対象はもうゼロですね。それよりも、聞くところによると、もう肥料代とか、薬の予防費とかが相当上がってまして、幾ら出せばいいという話ではないんですけど、たとえこれ1万5,000円であろうが2万円であろうが、農家はもう大幅赤字です。大規模農業以外ね。

そうなってきたときに、今後のこともあるんですけど、米農家を本当に大切にしようと思う、守っていこうと思うんだったら、そもそも根底にふるさと納税の対象とか1反当たり2俵とかという考えじゃなくって、お米を作っている方に対して1反当たり補助を、1俵を出したら1,000円とか、2,000円とかという形で全体的に見直す方法がもういいんじゃないかと思うんですけど。そういう考えはないですか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） そうですね、補助の仕方というのはいろいろな形があると思いますし、どういう形が一番より効果的かというところは引き続き研究等させていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑ありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書11ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費のうちの担い手育成支援事業があります。説明いただいたとおり、大豆の選別機の導入ということなんですが、一つはこれの対象が大豆になった理由ですね。収益性が高い大豆と書いてあるんですけども、ほかにもあると思うんですが、対象が大豆になった理由はありますか。

続いて、大豆選別機になった理由。補助をするにもいろいろあると思うんですが、なんで選別機というものになったのか。

もう一つが、この助成先は既に決まっているのかの3点、お聞かせください。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） まず、なぜ大豆かというところにつきましてお伝えさせていただきますが、岡山県大豆の奨励品種というのがありまして、これが「はれごころ」という品種になります。この種子の大部分を岡山県下では農業組合法人三輪営農組合がたくさん生産をしております。その維持というところも非常に大事というところで、岡山県の補助メニューに、令和6年から改正によりまして、大豆も加えていただくということになりまして、それによってこの補助を使っていこうということになっております。

あと、選別機につきましては、収穫した大豆を等級とかをきちっと分けて販売、またはその種子を取っていくというところで、きちっとした選別機が必要というところで選別機を導入しようとするものでございます。

また、助成先につきましては、実は令和5年度から大豆選別機の導入につきまして地元等と話をしておるところなんですけれども、昨年話がまとまり切らず、今年の3月頃になりまして調整ができそうだというところで、実施主体をJAとすることでまとまりましたので、今年の収穫に合わせて、このタイミングで補正予算を上げさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 御説明いただきました。農業組合法人三輪営農組合がこの奨励品種のシェアナンバーワンだということを初めてお聞きしました。

県の補助メニューに加えていただいたということは、こちらからの働きかけがあつて、入ったので、じゃあ当然大豆になりますよというふうな考え方でいいんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（中山知輝君） そうです。こちらのほうとも調整しておりますし、県もぜひ県の奨励品種でもありますので、補助メニューを新たに改正してでもぜひこれを導入したいというお話の中でこの実施に至りました。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書12ページの第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費のうちの地籍管理一般経費ですかね、道路河川サーバーの購入費とあるんですが、これは、すみません、勉強不足で申し訳ないんですけど、要はライブカメラとかの映像の管理をするものというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの書き方が誤解を招くような形になっておりますが、事務上必要なサーバーの購入といたしております。主にはデータの保存でありますとか、こちらのGISのバックデータ等の保存でありますとかそういったようなサーバーになっており、あくまで内部事務用のサーバーで、外部と接続されているものではございません。

以上です。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第75号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（難波昭彦君） 議案第75号 市道の路線認定について御説明を申し上げます。

このたび認定しようとする路線は2路線でございます。

総社一丁目、清音上中島地内での宅地開発に伴い、新たに市道として認定する必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を経て認定しようとするものでございます。

2路線の概要につきまして御説明いたします。

表右側、道路計画等の内容を御覧ください。

開発道路は開発区域内に築造される道路で、市に移管される道路1路線、指定道路は建築基準法の規定により市長から位置の指定を受けた1路線でございます。

道路の位置につきましては、1枚おはぐりいただき、資料として添付しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時4分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

産業建設委員会委員長 三上 周治